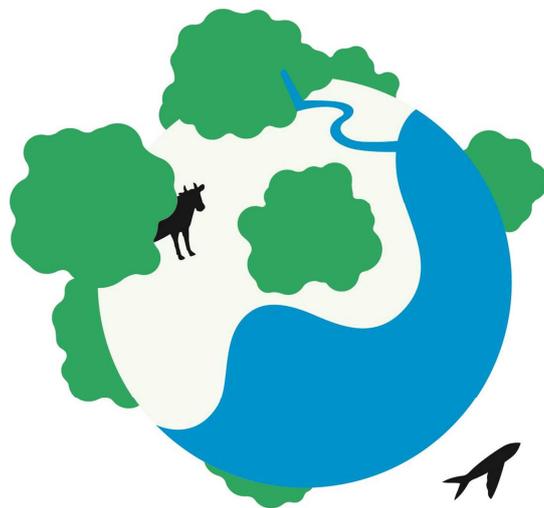


第6期 琴浦町障がい福祉計画

第2期 琴浦町障がい児福祉計画



小さいくせに
ぜんぶある。

惑星コトウラ

令和3年3月
鳥取県琴浦町

目 次

I	総論	
1	計画の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の期間	1
4	計画の達成状況の点検及び評価	2
5	総合的な支援の体系	2
	【総合的な支援の体系図】	3
II	各論	
	◎各種障がい者手帳の所持者数	4
1	令和5年度の数値目標の設定	4
(1)	施設入所者の地域生活への移行	4
(2)	福祉施設から一般就労への移行	5
(3)	障がい児支援の提供体制の整備等	6
(4)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	6
(5)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
2	障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	8
(1)	訪問系サービス	8
(2)	日中活動系サービス	9
①	介護サービス	9
②	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	11
③	就労支援	12
(3)	居住支援系サービス	14
(4)	相談支援	15
3	その他見込量について	16
(1)	発達障がい者等に対する支援	16
(2)	相談支援体制の充実	17
(3)	障害福祉サービスの質を向上させるための取組	17
4	障害児通所支援等の見込量と見込量確保のための方策	18
(1)	障害児通所支援・障害児相談支援	18
(2)	障がい児に対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備	20
5	地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策	21
	【必須事業の説明】	
1	理解促進研修・啓発事業	21
2	自発的活動支援事業	21
3	相談支援事業	22
4	成年後見制度利用支援事業	23

5	成年後見制度法人後見支援事業	23
6	意思疎通支援事業	24
7	日常生活用具給付等事業	25
8	手話奉仕員養成研修事業	26
9	移動支援事業	26
	【任意事業の概要】	
1	日中一時支援事業	27
2	聴覚障がい者生活支援事業	27
3	点訳・朗読奉仕員養成研修事業	28
4	自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	28
6	計画推進のための連携	29
(1)	関係団体との連携	29
(2)	国・県との連携	29

I 総論

1 計画の趣旨

「第6期琴浦町障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号以下「障害者総合支援法」という。）第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、生活支援に関する事項について、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定めるものです。

障がい児福祉計画は平成28年の児童福祉法の改正により障がい福祉計画同様に策定が義務付けられ、前期に続き一体的に策定します。

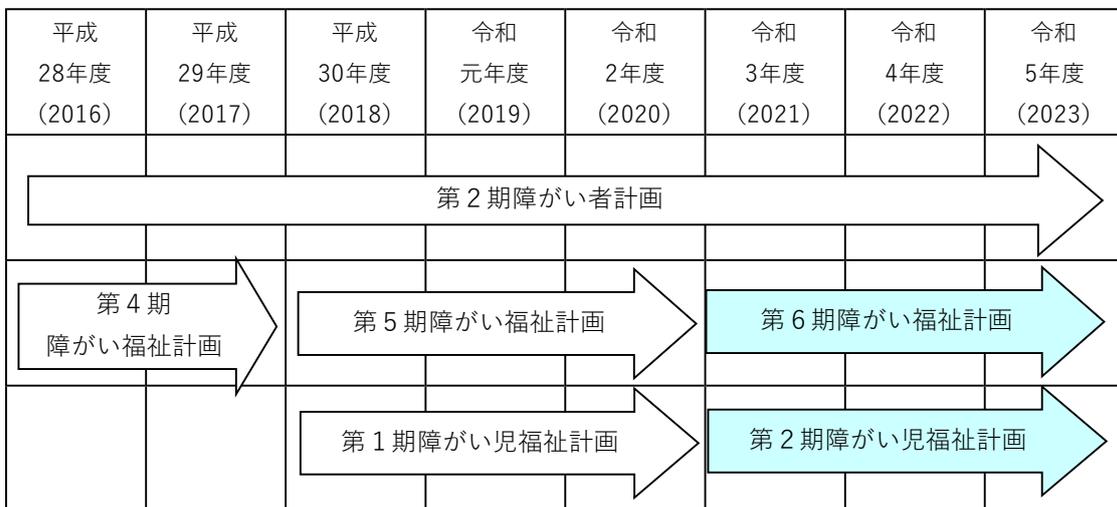
2 計画の基本理念

障がいのある人の自立と社会参加への意欲の高まり、加えて施設や長期入院の生活から地域生活への移行により、対応できる在宅福祉サービスの充実や住まい及び働く場の確保、障がいについての正しい理解のための啓発が一層必要となっています。

このような中、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、この計画を定めます。

3 計画の期間

第5期計画（平成30年度から令和2年度）の実績検証を踏まえ、この計画は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



4 計画の達成状況の点検及び評価

町障がい者地域自立支援協議会において計画の点検及び評価を行い、次期計画へ反映させることとします。

5 総合的な支援の体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。平成30年度から「就労定着支援」及び「自立生活援助」が新たに追加されました。

「自立支援給付」は、自立介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」等があります。

「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じ、県とも連携しながら実施主体である町が実施します。

また「障害児通所支援」は児童が利用できるサービスです。平成30年度から「居宅訪問型児童発達支援」が追加されました。

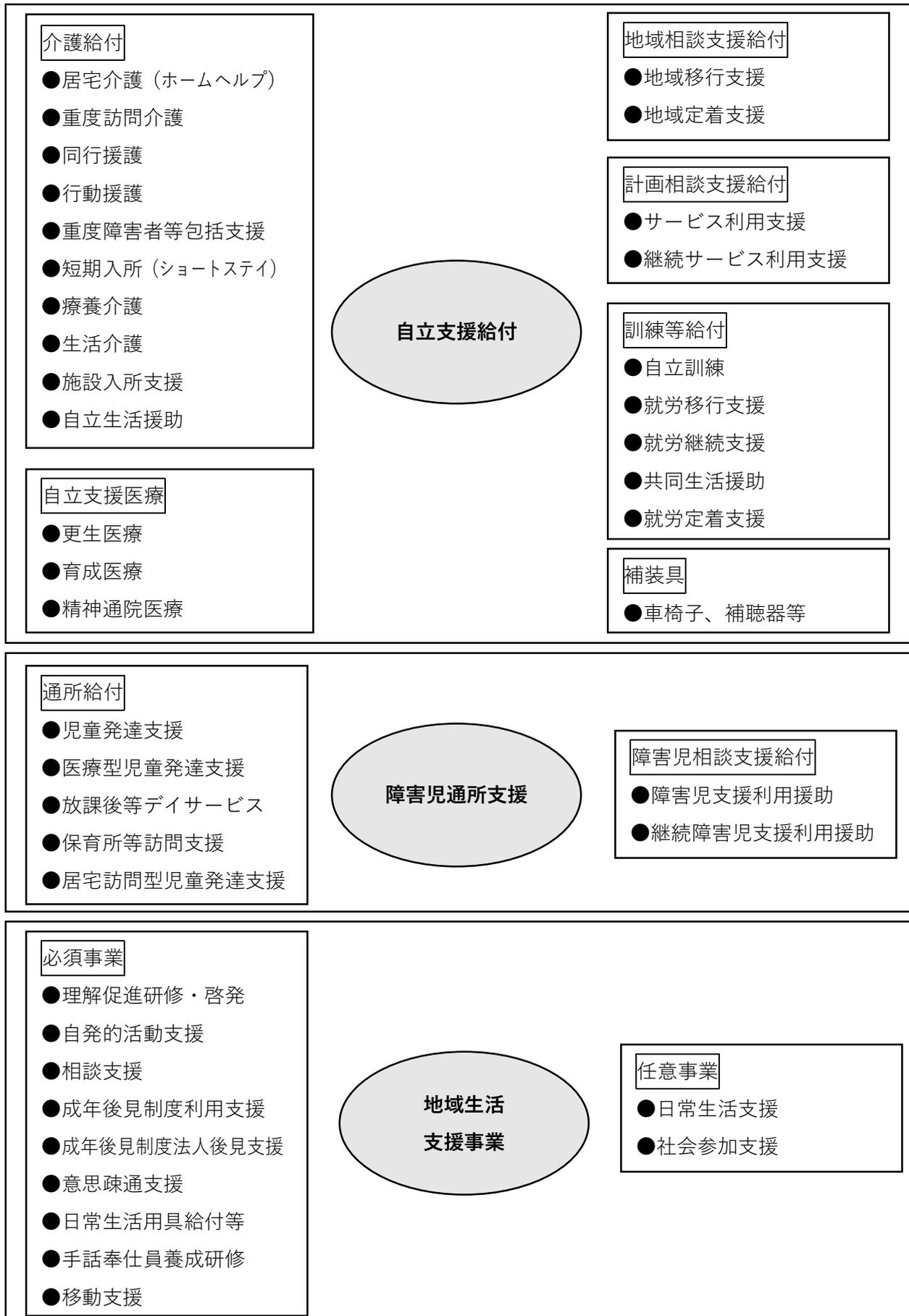
※「障がい」と「障害」の表記について

平成21年度から、県では障がいのある人の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、「障害」を「障がい」と表記することが定められました。このことに伴い、本町でも同様に「障がい」と表記することとしています。

なお、表記変更により、その用語の意味が失われたり誤解される恐れがある以下の場合については適用除外とします。

- ・ 法令及び条例等の表記に用いる場合
- ・ 他の機関、大会等の名称等の固有名詞を用いる場合
- ・ 医学用語等の専門用語として用いる場合

【総合的な支援の体系図】



II 各論

◎ 各種障がい者手帳の所持者数

本町の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している人、及び人口に占める割合は次のとおりです。

(令和2年12月末現在)

手帳種別 年齢	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合 計	人口に占める 割 合
0歳～17歳	7人	16人	2人	25人	5.9% (総人口17,023人)
18歳～64歳	133人	88人	108人	329人	
65歳～	599人	11人	36人	646人	
全体	739人	115人	146人	1,000人	

支援対象の範囲：身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病等

1 令和5年度の数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目	実 績 (令和元年度末)	目 標 (令和5年度末)	国の基本指針
施設入所者数	34人	33人 【3%削減】	施設入所者実績から 1.6%以上削減
地域生活移行数	1人	2人以上 【34人×6%】	施設入所者数実績か ら6%以上削減

① 現状と目標設定の考え方

第5期計画の目標は、施設入所者数32人、地域生活移行数3人としていましたが、令和2年度時点で施設入所者数36人、地域生活移行数1人であり、目標値の達成は見込めない状況にあります。

計画の見直しにあたり、国の基本指針を基に上記の目標を設定します。

② 評価と課題

施設入所を希望する本人及びその家族に対して、グループホームや障害福祉サービスの利用を提案しています。しかし、障がいの特性等によりグループホームでは対応が困難な場合があります。

③ 目標値達成に向けた取組

地域移行が可能な場合は、地域で暮らせる方法を関係者及び関係機関と検討し、情報を共有しながら居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行います。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

項目	実績 (令和元年度末)	目標 (令和5年度末)	国の基本指針
一般就労への移行者数	3人	4人 【1.33倍】 (内訳) 移行：2人 就労A：1人 就労B：1人	実績の1.27倍以上 (内訳) 移行：1.3倍以上 就労A：1.26倍以上 就労B：1.23倍以上
就労定着支援事業利用者数(新)	—	3人 【7.5割】	令和5年度の一般就労移行者のうち7割が利用

※ 新たな項目について(新)と表記しています。以下他のサービスについても同様とします。

① 現状と数値目標設定の考え方

一般就労への移行者数は、平成30年度4人、令和元年度3人、令和2年度3人の合計10人でした。

計画の見直しにあたり、国の基本指針を基に上記の目標を設定します。

② 評価と課題

一般就労へ移行した人の多くが、就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)を利用されていました。しかし、利用者の多くが一般就労への一歩を踏み出せない現状があります。

その他、産業人材育成センターでの訓練により一般就労した人が若干名あります。

③ 目標達成に向けた取組

就労継続支援事業所や計画相談事業所、ハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、本人の希望に沿った就労先の提案や

就労に向けた支援を行います。

(3) 障がい児支援の提供体制の整備等

	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和5年度末)
児童発達支援センター	中部圏域で実施	中部圏域で実施
保育所等訪問支援を利用できる体制	中部圏域で実施	中部圏域で実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス	中部圏域で実施	中部圏域で実施
医療的ケア児支援の協議の場	中部圏域で実施	中部圏域で実施
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置	1人	1人 (令和3年～令和5年)

① 現状と数値目標設定の考え方

目標として、各市町村の設置が困難な場合は圏域で設置でも差し支えないとあり、圏域で実施しています。

② 評価と課題

圏域で実施しています。

③ 目標達成に向けた取組

今後も障がい児支援体制提供を中部圏域で継続実施します。

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実(新)

項 目	実 績 (令和元年度末)	目 標 (令和5年度末)
地域生活支援拠点等の設置及び機能の充実に向けた検証及び検討	設置予定 (令和2年度末)	実施

① 目標設定の考え方

第5期計画に基づき、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会及び場所、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等を中部圏域に整備します。

また、令和5年度末までにその機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。

② 目標達成に向けた取組

機能の充実に向けた検証及び検討方法については、中部圏域障がい者地域自立支援協議会で検討していきます。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新）

項目	実績 (令和元年度末)	目標 (令和5年度末)
市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	-	実施

① 目標設定の考え方

国の基本方針では、市町村ごとに長期精神病院入院者の地域移行等に関し、協議の場の設置を目標にしています。

② 目標達成に向けた取組

地域移行者については現在も関係機関と調整を行い対応しています。今後も各分野と連携していくために関係機関、中部1市4町及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会で設置の方法を検討していきます。

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの活動指標

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	-	-	1回
協議の場への参加者数	-	-	8人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	-	-	1回

2 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

【サービスの説明】

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・自宅において、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	・重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がい等で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護や外出時における移動に必要な支援等を行います。
同行援護	・視覚障がいにより移動の困難な人に外出時に必要な移動の援護、排泄・食事等の介護を行います。
行動援護	・障がい者等が行動する際に生じる危険を回避するために、外出時における移動の介護、排泄及び食事等の介護を行います。
重度障害者等包括支援	・常時介護を必要とする障がい者の中で、介護の必要性が非常に高い人に居宅介護をはじめとする、複数の福祉サービスを組み合わせ提供します。

【第5期計画と実績】

(単位：月あたり)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	計画	250 時間 22 人	270 時間 24 人	290 時間 26 人
	実績	253 時間 21 人	122 時間 11 人	(87 時間) (7 人)
重度訪問介護	計画	50 時間 1 人	70 時間 2 人	90 時間 3 人
	実績	0 時間	0 時間	(0 時間)
同行援護	計画	60 時間 (2 人)	60 時間 (2 人)	60 時間 (2 人)
	実績	31 時間 2 人	31 時間 2 人	(24 時間) (1 人)
行動援護	計画	0 時間	0 時間	0 時間
	実績	0 時間	0 時間	(0 時間)
重度障害者包括支援	計画	0 時間	0 時間	0 時間
	実績	0 時間	0 時間	(0 時間)

※ 単位は1ヶ月あたりの延べ利用時間数及び利用者人数です。

※ 令和2年度実績については、4月～12月の平均実績数のため、()で表記しています。以下、他のサービスについても同様とします。

○評価と課題

訪問系サービスのうち居宅介護は、サービス提供事業所の減少により、実績も減少しています。今後、居宅介護が実施できる事業所の確保が課題です。

【サービスの見込量】

(単位：月あたり)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	150時間 15人	150時間 15人	150時間 15人
重度訪問介護	0時間	0時間	0時間
同行援護	35時間 2人	40時間 3人	40時間 3人
行動援護	0時間	0時間	0時間
重度障害者等包括支援	0時間	0時間	0時間

※ 過去の利用の伸びを踏まえて今後の利用時間を推計しています。以下、他のサービスについても同様とします。

【見込量確保のための方策】

地域移行を進めていくために、在宅でも安心して暮らせる支援が必要となります。県及び関係機関と連携しながら、サービス提供体制の整備に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

① 介護サービス

【サービスの説明】

サービス名	内容
生活介護	・常時介護が必要な人に事業所で日中、入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	・医療と常時介護が必要な人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。

短期入所	・自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設において、入浴、排泄、食事等を行います。
------	---

【第5期計画と実績】

(単位：月あたり)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	計画	1,350 人日	1,380 人日	1,410 人日
	実績	1,272 人日 69 人	1,252 人日 67 人	(1,307 人日) (72 人)
療養介護	計画	10 人	10 人	10 人
	実績	12 人	12 人	(12 人)
短期入所 (福祉型)	計画	15 人日	15 人日	15 人日
	実績	26 人日 4 人	21 人日 3 人	(13 人日) 2 人
短期入所 (医療型)	計画	3 人日	3 人日	3 人日
	実績	1 人日 1 人	0 人日	(0 人日)

※ 単位の人日は「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量です。以下、他のサービスでも使用します。

○ 評価と課題

短期入所の実績が増加していますが、事業所の定員に空きがないと受け入れできない状況であり、家族の休息や緊急時に対応が困難な場合があります。

【サービスの見込量】

(単位：月あたり)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	1,410 人日 78 人分	1,460 人日 81 人分	1,520 人日 84 人分
療養介護	12 人	12 人	12 人
短期入所 (福祉型)	25 人日 4 人	25 人日 4 人	25 人日 4 人
短期入所 (医療型)	3 人日 1 人	3 人日 1 人	3 人日 1 人

【見込量確保のための方策】

障がいのある人及びその家族に向けたサービスの内容や事業所の情報提供を行い、ニーズに対応できるよう支援を行います。

事業所に対しては、医療ケアを必要とする重度の身体障がいのある人の受け入れ態勢の整備に向けて働きかけを行います。

短期入所については、緊急時等にスムーズな利用できるよう事業所と利用調整を行います。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービスの説明】

サービス名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	・自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。（標準利用期間1年6ヶ月）
自立訓練 （生活訓練）	・自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（標準利用期間2年）

【第5期計画と実績】

（単位：月あたり）

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練 （機能訓練）	計画	22人日 1人	22人日 1人	22人日 1人
	実績	0人日	0人日	(0人日)
自立訓練 （生活訓練）	計画	120人日 4人	120人日 4人	120人日 4人
	実績	88人日 3人	64人日 3人	(10人日) (1人)

○ 評価と課題

身体機能向上のための機能訓練は、医療機関が行うリハビリテーション等の代替訓練があります。

生活訓練は、実績は減少傾向です。標準利用期間が原則2年間であり、長期入院患者の退院後の生活や自立のための訓練の場として利用され、訓練の結果、自宅やグループホームで生活しておられる人がいます。

【サービスの見込量】

(単位：月あたり)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練（機能訓練）	0 人日	0 人日	0 人日
自立訓練（生活訓練）	90 人日 3 人	90 人日 3 人	90 人日 3 人

【見込量確保のための方策】

地域で安心して暮らしていけるよう移行先となるグループホーム等と連携しながら居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行い地域移行の実現を図ります。

③ 就労支援

【サービスの説明】

サービス名	内 容
就労移行支援	・ 一般企業等への就労を希望する人に就労に必要な知識及び機能の向上のために必要な訓練を行います。 (標準利用期間 2 年)
就労継続支援 A 型	・ 事業所との雇用契約に基づく就労が可能な人に就労に必要な知識や能力の向上のための指導や訓練を行います。
就労継続支援 B 型	・ 企業や就労継続支援 A 型での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人等に、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援を行います。
就労定着支援	・ 一般就労へ移行し就労の環境変化により生活面の課題が生じた人に、一定期間、問題解決のための指導等を行います。

【第 5 期計画と実績】

(単位：月あたり)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労移行支援	計画	100 人日 4 人	100 人日 4 人	100 人日 4 人
	実績	35 人日 2 人	46 人日 3 人	(20 人日) (1 人)
就労継続支援 A 型	計画	200 人日 10 人	220 人日 11 人	240 人日 12 人
	実績	150 人日 7 人	158 人日 8 人	(158 人日) (8 人)
就労継続支援 B 型	計画	1,350 人日 75 人	1,440 人日 80 人	1,530 人日 85 人
	実績	1,424 人日 78 人	1,437 人日 77 人	(1,384 人日) 73 人
就労定着支援	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	(1 人)

○ 評価と課題

就労移行支援及び就労継続支援 A 型については、計画を下回る結果でした。就労継続支援 B 型については、概ね計画どおりの実績です。

就労に必要な力がついてきた人に移行を提案する等、一般就労に向けた支援が必要です。

【サービスの見込量】

(単位：月あたり)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行支援	60 人日 3 人	60 人日 3 人	60 人日 3 人
就労継続支援 A 型	160 人日 8 人	180 人日 9 人	200 人日 10 人
就労継続支援 B 型	1,440 人日 80 人	1,500 人日 83 人	1,550 人日 86 人
就労定着支援	1 人	2 人	2 人

【見込量確保のための方策】

今後もハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関と連携し、一般就労への移行及び定着支援に努めていきます。

(3) 居住支援系サービス

【サービスの説明】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談支援、入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助等を行います。
施設入所支援	・施設に入所する人に夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護、支援等を実施します。
自立生活援助	・施設等から一人暮らしへ移行する人に一定の期間定期的に訪問等を行い支援します。

【第5期計画と実績】

(単位：月あたり平均)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助(グループホーム)	計画	34人	36人	38人
	実績	40人	41人	(41人)
施設入所支援	計画	34人	33人	32人
	実績	33人	34人	(36人)
自立生活援助	計画	-	-	-
	実績	0人	0人	(0人)

○ 評価と課題

共同生活援助及び施設入所ともに実績が増加しています。今後は、施設から移行できる体制を備えたグループホーム等の整備が必要です。

【サービスの見込量】

(単位：月あたり平均)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助(グループホーム)	45人	47人	50人
施設入所支援	36人	36人	36人
自立生活援助	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズを踏まえ、事業所と連携して地域生活への移行を支援していきます。

また、公営住宅への優先入居等、障がいのある人の地域での生活の場の確保に努めます。

一般住宅への入居を希望している人については、保証人がいない等の理由により入居が困難なケースもあり、その場合には住宅入居等支援事業を利用する等の入居に必要な調整を行います。

(4) 相談支援

【サービスの説明】

サービス名	内 容
計画相談支援	・障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用意向等を聞き取り、サービス等利用計画の作成、見直し及び調整を行います。
地域移行支援	・施設に入所している人又は精神科病院に入院している人が地域における生活に移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	・居宅において、単身等で生活する人に常時（24 時間）連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談その他必要な支援を行います。

【第 5 期計画と実績】

(単位：月あたり)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画相談支援	計画	37 人	40 人	43 人
	実績	36 人	34 人	(33 人)
地域移行支援	計画	2 人	2 人	2 人
	実績	0 人	0 人	(0 人)
地域定着支援	計画	2 人	2 人	2 人
	実績	0 人	0 人	(0 人)

○ 評価と課題

計画相談支援については、横ばいの推移です。しかし、現在の受け持ちが手一杯の事業所も多数あり、今後、新規の利用者に対する相談事業所の決定が困難になることも予想されます。

【サービスの見込量】

(単位：月あたり)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	35 人	40 人	45 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	1 人	1 人	1 人

【見込量確保のための方策】

計画相談事業所及び中部障がい者地域生活支援センターと連携し、体制整備、相談支援員の人材確保及び資質向上を図ります。

3 その他見込量について

(1) 発達障がい者等に対する支援（新）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	2 人	2 人	2 人
ペアレントメンターの数	2 人	2 人	2 人
ピアサポートの活動への参加人数	3 人	3 人	3 人

<参考>

○ ペアレント・トレーニング

保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたトレーニング

○ ペアレント・メンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた者。育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てに関する支援を行う。

○ ピアサポート活動

悩みや心配事について、仲間同士で支え合うサポート活動。

(2) 相談支援体制の充実・強化（新）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	20件	20件	20件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件	5件	5件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	18回	18回	18回

中部圏域で基幹相談支援センターを設置しており、当該センターの実施件数を参考に見込みました。

(3) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組（新）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有（1回）	有（1回）	有（1回）

県が実施する研修への町職員の参加人数を見込みました。

システムの審査結果を事業所や他自治体と共有する体制の有無及びその回数を見込みました。

4 障害児通所支援等の見込量と見込量確保のための方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

【サービスの説明】

サービス名	内 容
児童発達支援	・療育を行う必要があると認められる未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	・肢体不自由があり、理学療法機能訓練又は医療が必要であると認められる児童に児童発達支援を行います。
放課後等デイサービス	・就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進を行います。
保育所等訪問支援	・保育所等を訪問し、他の児童との集団生活ができるよう、障がい特性に合った専門的な支援を行います。
障害児相談支援	・障がいのある児童の心身の状況、環境、通所支援の利用意向等を聞き取り、障害児通所支援利用計画案を作成し、見直し及び調整を行います。
居宅訪問型児童発達支援	・重度の障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

【第1期計画と実績】

(単位：月あたり)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	計画	20人日 5人	20人日 5人	20人日 5人
	実績	3人日 2人	8人日 3人	(13人日) (5人)
医療型児童発達支援	計画	12人日 3人	12人日 3人	12人日 3人
	実績	3人日 2人	1人日 1人	(1人日) (1人)
放課後等デイサービス	計画	150人日 10人	195人日 13人	195人日 13人
	実績	131人日 15人	59人日 12人	(68人日) 18人

保育所等訪問支援	計画	1人日 1人	1人日 1人	1人日 1人
	実績	0人日 0人	1人日 1人	(0人日) 1人
居宅訪問型児童発達支援	計画	3人日 3人	3人日 3人	3人日 3人
	実績	0人	0人	(0人)
障害児相談支援	計画	5人	10人	10人
	実績	24人	10人	(11人)

○ 評価と課題

児童発達支援、医療型児童発達支援については、医療機関からのつながりで利用される人がほとんどでした。放課後等デイサービスの利用は事業所数や場所、送迎の問題もあり、実績が計画を大幅に下回っています。

【サービスの見込量】

(単位：月あたり)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	15人日 5人	18人日 6人	21人日 7人
医療型児童発達支援	4人日 2人	4人日 2人	4人日 2人
放課後等デイサービス	250人日 25人	300人日 30人	350人日 35人
保育所等訪問支援	2人日 2人	2人日 2人	2人日 2人
居宅訪問型児童発達支援	2人日 1人	2人日 1人	2人日 1人
障害児相談支援	25人	30人	35人

【見込量確保のための方策】

支援が必要な児童については、保護者からの相談のほか、乳幼児健診や保育園・認定子ども園・学校との連携により、適切な療育が受けられるようサービスの利用調整を行います。令和2年に町内に放課後等デイサービス事業所が開設し、利用の増加が見込まれます。

(2) 障がい児に対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備

【第1期計画と実績】

種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号認定(受入施設:幼稚園、認定こども園)	計画	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	(0人)
第2号認定(受入施設:保育所、認定こども園)	計画	3人	1人	1人
	実績	3人	1人	(0人)
第3号認定(受入施設:保育所、認定こども園等)	計画	1人	1人	1人
	実績	1人	0人	0人
放課後児童健全育成事業	計画	0人	1人	1人
	実績	0人	1人	1人

<参考>

第1号認定：満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。

第2号認定：保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。

第3号認定：保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。

放課後児童健全育成事業：放課後学童クラブ

【サービスの見込量】

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号認定(受入施設:幼稚園、認定こども園)	0人	0人	0人
第2号認定(受入施設:保育所、認定こども園)	3人	5人	2人
第3号認定(受入施設:保育所、認定こども園等)	2人	0人	0人
放課後児童健全育成事業	2人	3人	3人

【見込量確保のための方策】

特別児童扶養手当の受給者を見込量としています。障がいのある児童が保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等を他の児童と同様に利用できるよう、担当課との連携を図り、受入体制の整備を行います。

5 地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策

【必須事業の説明】

1	【事業名】 理解促進研修・啓発事業	【内容】 障がいのある人への理解を深める研修・啓発を行います。
	【第5期計画の実績】 あいサポート研修（誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指し、様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていることを理解し、日常生活で手助けができるサポーターを養成する研修）を行いました。 また、障がい中部圏域で障がいフォーラムを行い、啓発を行いました。	
	【第6期事業実施計画】 今後もあいサポート研修やイベント、広報誌等を通し研修や啓発を行います。	

2	【事業名】 自発的活動支援事業	【内容】 障がいのある人及び家族等による自発的な取組を支援します。
	【第5期計画の実績】 当事者団体等（町身体障害者福祉協会・町手をつなぐ育成会・町精神障がい者家族会）に活動支援を行いました。	
	【第6期事業実施計画】 引き続き、当事者団体等に活動支援を行います。	

【事業名】 相談支援事業	【内容】 障がいのある人や介護を行う人等の相談に応じ、制度や福祉サービスの情報提供等や生活に必要な援助を行います。			
【第5期計画と実績】				
(単位：年あたり)				
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
障がい者相談支援事業（箇所数）	2ヵ所	2ヵ所	2ヵ所	
障がい者相談支援事業 （延べ利用件数）	計画	1,000件	1,000件	
	実績	997件	794件 (502件)	
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	実施	実施	実施	
基幹相談支援センター	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所	
障がい児基幹相談支援センター	0ヵ所	0ヵ所	1ヵ所	
地域自立支援協議会	設置	設置	設置	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年10月 中部障がい者地域生活支援センター設置 ・平成21年4月 町障がい者地域生活支援センター設置 ・平成24年4月 基幹相談支援センター及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会設置 ・令和2年4月 障がい児基幹相談支援センター設置 			
	【第6期事業実施計画】			
	(単位：年あたり)			
	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業（箇所数）	2ヵ所	2ヵ所	2ヵ所	
障がい者相談支援事業 （延べ利用件数）	1,000件	1,000件	1,000件	
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	実施	実施	実施	
基幹相談支援センター	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所	
障がい児基幹相談支援センター	1ヵ所	1ヵ所	1ヵ所	
地域自立支援協議会	設置	設置	設置	
相談窓口を継続設置します。また、課題解決に向けて中部圏域障がい者地域自立支援協議会、町障がい者地域自立支援協議会で継続協議を行います。				

4	【事業名】 成年後見制度利用支援事業	【内容】 成年後見制度の利用（町長申立てによるもの）に要する費用の補助を行い、権利擁護を図ります。												
	【第5期計画と実績】 （単位：年あたり）													
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>(0件)</td> </tr> </tbody> </table>		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計画	1件	1件	1件	実績	0件	0件	(0件)
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度										
計画	1件	1件	1件											
実績	0件	0件	(0件)											
<p>権利擁護における、家族の申立て相談は増えつつありますが、町長申立てによる制度の利用は0件でした。</p> <p>※ 成年後見制度とは、認知症や障がいを理由により、判断能力が不十分な方について、契約の締結等を代わりに行う等の権利擁護の制度です。</p>														
【第6期事業実施計画】 （単位：年あたり）														
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計画	1件	1件	1件					
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度											
計画	1件	1件	1件											
継続して、成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。														

5	【事業名】 成年後見制度法人後見支援事業	【内容】 成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人の体制整備を行います。												
	【第5期計画の実績】 （単位：年あたり）													
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談</td> <td>8件</td> <td>19件</td> <td>(2件)</td> </tr> <tr> <td>法人後見受任</td> <td>2件</td> <td>4件</td> <td>(4件)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	相談	8件	19件	(2件)	法人後見受任	2件	4件	(4件)
	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度										
相談	8件	19件	(2件)											
法人後見受任	2件	4件	(4件)											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年4月 中部圏域（1市4町）で、中部成年後見支援センター（ミットレーベン）を設置 														
【第6期事業実施計画】 成年後見制度についての情報提供や相談窓口として、また後見業務を適切に行うことができる法人として今後も継続して法人の体制整備を行います。														

6	【事業名】 意思疎通支援事業	【内容】 きこえない・きこえにくい人のあ る人等に対し、意思疎通に必要な手 話通訳・要約筆記者を派遣します。													
	【第5期計画と実績】 (単位：年あたり)														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 20%;">平成30年度</th> <th style="width: 20%;">令和元年度</th> <th style="width: 20%;">令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td style="text-align: center;">50件</td> <td style="text-align: center;">50件</td> <td style="text-align: center;">50件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td style="text-align: center;">60件</td> <td style="text-align: center;">60件</td> <td style="text-align: center;">(52件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>手話通訳・要約筆記者の派遣について鳥取県聴覚障害者協会に委託し、必 要な派遣を行いました。</p>				年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計画	50件	50件	50件	実績	60件	60件
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度												
計画	50件	50件	50件												
実績	60件	60件	(52件)												
【第6期事業実施計画】 (単位：年あたり)															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 20%;">令和3年度</th> <th style="width: 20%;">令和4年度</th> <th style="width: 20%;">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td style="text-align: center;">60件</td> <td style="text-align: center;">60件</td> <td style="text-align: center;">60件</td> </tr> </tbody> </table> <p>手話通訳・要約筆記者の派遣について鳥取県聴覚障害者協会に継続委託 し、必要な派遣を行います。</p>				年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計画	60件	60件	60件				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度												
計画	60件	60件	60件												

7	【事業名】 日常生活用具給付等事業	【内容】 日常生活の便宜を図るために必要な用具の給付又は貸与を行います。			
	【第5期計画と実績】 (単位：年あたり)				
	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	介護訓練支援用具	計画	4件	4件	4件
		実績	1件	1件	(0件)
	自立支援用具	計画	7件	7件	7件
		実績	4件	1件	(0件)
	在宅療養支援用具	計画	5件	5件	5件
		実績	3件	8件	(0件)
	情報意思疎通支援用具	計画	6件	6件	6件
実績		7件	13件	(3件)	
排泄管理支援用具	計画	220件	220件	220件	
	実績	201件	203件	(187件)	
住宅改修	計画	2件	2件	2件	
	実績	1件	0件	(1件)	
合計	計画	244件	244件	244件	
	実績	217件	226件	(191件)	
介護訓練支援用具（ベッド等）、自立支援用具（頭部保護帽等）、在宅療養支援用具（たん吸引器等）、情報意思疎通支援用具（情報・通信支援用具（ラジオ、盲人用時計等）、排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ等）について申請に基づき給付を行いました。					
【第6期事業実施計画】 (単位：年あたり)					
区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護訓練支援用具		2件	2件	2件	
自立支援用具		3件	3件	3件	
在宅療養支援用具		5件	5件	5件	
情報意思疎通支援用具		7件	7件	7件	
排泄管理支援用具		210件	210件	210件	
住宅改修		1件	1件	1件	
合計		228件	228件	228件	
利用者の申請に基づき日常生活用具の給付を行います。					

8	【事業名】 手話奉仕員養成研修事業	【内容】 手話で日常会話を行うために必要な技術を習得するための養成研修を行います。													
	【第5期計画の実績】 鳥取県聴覚障害者協会に事業運営を委託しています。														
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入門編</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>基礎編</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>					平成30年度	令和元年度	令和2年度	入門編	2人	0人	0人	基礎編	1人	2人
	平成30年度	令和元年度	令和2年度												
入門編	2人	0人	0人												
基礎編	1人	2人	1人												
【第6期事業実施計画】 平成25年度から事業実施し、鳥取県聴覚障害者協会に事業運営を委託しています。今後も継続して、養成研修を行います。															

9	【事業名】 移動支援事業	【内容】 イベント参加や買い物等、社会参加のための外出の際に一緒に行動し見守りや介助等を行います。														
	【第5期計画と実績】 (単位：年あたり)															
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>600時間 14人</td> <td>630時間 15人</td> <td>670時間 16人</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,165時間 16人</td> <td>1,085時間 18人</td> <td>(728時間) (10人)</td> </tr> </tbody> </table>					平成30年度	令和元年度	令和2年度	計画	600時間 14人	630時間 15人	670時間 16人	実績	1,165時間 16人	1,085時間 18人	(728時間) (10人)
		平成30年度	令和元年度	令和2年度												
計画	600時間 14人	630時間 15人	670時間 16人													
実績	1,165時間 16人	1,085時間 18人	(728時間) (10人)													
見守りや介護が必要な人に対して、事業を行いました。																
【第6期事業実施計画】 (単位：年あたり)																
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>1,100時間 16人</td> <td>1,150時間 17人</td> <td>1,200時間 18人</td> </tr> </tbody> </table>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	計画	1,100時間 16人	1,150時間 17人	1,200時間 18人					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
計画	1,100時間 16人	1,150時間 17人	1,200時間 18人													
今後地域移行を進めていく上で、在宅においても安心した生活が送れるように、必要な支援として見込量を増としました。																

【任意事業の説明】

1	<p>【事業名】 日中一時支援事業（日常生活支援事業）</p>	<p>【内容】 障がいのある人が趣味活動や、身体的介護を受けながら安心して過ごせる場を確保します。また、介護をしている家族に対しては休息時間を確保します。</p>												
	<p>【第5期計画と実績】 (単位：年あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>1,300日</td> <td>1,300日</td> <td>1,300日</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,206日</td> <td>2,695日</td> <td>(1,954日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30年度は町社会福祉協議会が放課後等デイサービスを開始され、児童の利用実績が減少しました。令和元年度から、放課後等デイサービスを休止されたことで児童の利用実績が増加しています。</p>			平成30年度	令和元年度	令和2年度	計画	1,300日	1,300日	1,300日	実績	1,206日	2,695日	(1,954日)
		平成30年度	令和元年度	令和2年度										
計画	1,300日	1,300日	1,300日											
実績	1,206日	2,695日	(1,954日)											
<p>【第6期事業実施計画】 (単位：年あたり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>2,700日</td> <td>2,700日</td> <td>2,700日</td> </tr> </tbody> </table> <p>児童の放課後や長期休暇を過ごす場としてのニーズがあります。児童福祉法に基づく放課後等デイサービスとの併用や補完的な利用が見込まれます。</p>			令和3年度	令和4年度	令和5年度	計画	2,700日	2,700日	2,700日					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度											
計画	2,700日	2,700日	2,700日											
2	<p>【事業名】 聴覚障がい者生活支援事業（日常生活支援事業）</p>	<p>【内容】 きこえない・きこえにくい人が日中活動する場に集い、コミュニケーションを保障しながら、健康や栄養についての学習や創作活動を通じて仲間づくりの場を定期的に提供します。</p>												
	<p>【第5期計画と実績】 (単位：年あたり利用実人数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>6人</td> <td>6人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>(2人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>鳥取県聴覚障害者協会に事業を委託し実施しました。</p>			平成30年度	令和元年度	令和2年度	計画	6人	6人	7人	実績	3人	3人	(2人)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度											
計画	6人	6人	7人											
実績	3人	3人	(2人)											

【第 6 期事業実施計画】			
(単位：年あたり利用実人数)			
年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	3 人	3 人	3 人
引き続き、鳥取県聴覚障害者協会に事業を委託し、実施します。			

3	【事業名】 点訳・朗読奉仕員養成研修事業（社会参加支援事業）	【内容】 点訳・朗読奉仕を行うために必要な技術を習得するための養成研修を行います。		
	【第 5 期計画の実績】			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	点訳	1 人	0 人	0 人
	朗読	3 人	2 人	0 人
令和 2 年度から委託先が日本赤十字社鳥取県支部から鳥取県ライトハウス点字図書館に変更となりました。				
【第 6 期事業実施計画】 今後も継続して、養成研修を行います。				

4	【事業名】 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	【内容】 自動車運転免許取得及び自動車改造に必要な費用の一部を助成し社会参加の支援を行います。			
	【第 5 期計画と実績】				
	(単位：年あたり)				
		年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		計 画	2 人	2 人	2 人
	実績	運転免許取得	3 人	2 人	(3 人)
		自動車改造	0 人	1 人	(0 人)
自動車運転免許取得・自動車改造に必要な費用の一部（上限 10 万円）を助成しました。					

【第6期事業実施計画】

(単位：年あたり)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	運転免許取得	2人	2人	2人
	自動車改造	2人	2人	2人

必要な費用の一部を助成します。

6 計画推進のための連携

(1) 関係団体との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめ、町障がい者地域自立支援協議会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、計画を推進します。

(2) 国・県との連携

国及び県と連携し、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

また、障がい福祉に係る予算の確保について、機会を捉えて国及び県へ引き続き要望していきます。